

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○公営企業安定化資金貸付規則の一部を改正する規則	(市町村課)	一
○環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	(環境対策課)	二
○主要農作物種子審査に関する規則を廃止する規則	(農産園芸環境課)	二
○主要農作物原種配付規則を廃止する規則	(同)	二
○財務規則の一部を改正する規則	(会計課)	二
告 示		
○有害図書類の指定	(共同参画社会推進課)	三
○生活保護法による介護機関の指定	(社会福祉課)	三
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	四
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	五
○農業共済組合への当然加入となるべき者の業務の規模を廃止する告示	(農林水産経営支援課)	五
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	五
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	五
○保安林の指定の解除の予定	(同)	六
○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)	(同)	六
○道路の区域変更	(道路課)	七
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	七
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(同)	八
○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)	(同)	八

ページ

公 告

- 都市計画事業の事業計画変更の認可(三件) (下水道課) 九
- 証紙売りさばき機関の指定 (会計課) 一〇
- 開発行為に関する工事の完了(四件) (建築宅地課) 一〇
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件) (教育庁生涯学習課) 一一

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

正 誤

○宮城県公報号外第六〇号(平成二十九年十二月二十一日付け)中

規 則

公営企業安定化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十三号

公営企業安定化資金貸付規則の一部を改正する規則

公営企業安定化資金貸付規則(平成三年宮城県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「総務省において定める「水道高料金対策実施要領」の対象となる市町村等で、家庭用料金の適正化を目的として、同要領に基づき水道高料金対策実施計画を策定するもの」を「高水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業を行う市町村等で別に定めるもの」に、

「前年度決算において不良債務又は累積欠損金を有する企業又は経営状況が悪化した経営基盤が不安定な企業で、当該企業の経営の健全化を推進しつつ経営基盤の強化を図るため、別に定める経営健全化計画を策定するもの」	経営健全化計画に基づき、不良債務又は累積欠損金の計画的解消を図り、経営健全化に資するため当該企業が必要な額
---	---

別に定める「市町村別に定める額を限度を

立病院経営健全化推進事業実施要領」による病院事業経営健全化団体の指定を受けた市町村及び同要領による病院事業経営健全化団体の指定を受けた一部事務組合を組織する市町村

として、同要領に規定する自主経営健全化計画に基づき、不良債務の計画的解消を図り、経営健全化に資するために、病院事業会計に繰り出す資金又は一部事務組合に対して負担する資金として必要な額

前年度決算において不良債務又は累積欠損金を有する企業又は経営状況が悪化し経営基盤が不安定な企業で、当該企業の経営の健全化を推進しつつ経営基盤の強化を図るため、別に定める経営健全化計画を策定するもの

経営健全化計画に基づき、不良債務又は累積欠損金の計画的解消を図り、経営健全化に資するために当該企業が必要な額

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十四号

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

環境影響評価条例施行規則（平成十一年宮城県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項ハ中「及び第二種中高層住居専用地域」を、「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

主要農作物種子審査に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十五号

主要農作物種子審査に関する規則を廃止する規則

主要農作物種子審査に関する規則（昭和六十二年宮城県規則第五十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

主要農作物原種配付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十六号

主要農作物原種配付規則を廃止する規則

主要農作物原種配付規則（平成十四年宮城県規則第四十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十七号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 歳入徴収者は、施行令第五百五十八条第一項の規定により私人に委託した徴収又は収納の事務を、当該事務の委託期間の満了後に継続して同一の私人に委託しようとするときは、前項の規定にかかわらず、当該委託に係る契約書の写しその他会計管理者が必要と認める書類を添えて会計管理者に報告することをもつて、同項の協議に代えることができる。ただし、一の契約により複数年度にわ

たり当該事務を委託しようとする場合並びに前項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる事項に変更がある場合は、この限りでない。

第六十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第四十一条第二項の規定は、支出命令者が支出の事務を私人に委託しようとする場合に準用する。この場合において、「歳入徴収者」とあるのは「支出命令者」と、「第百五十八条第一項」とあるのは「第百六十五条の三第一項」と、「徴収又は収納」とあるのは「支出」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百五十五号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	エキサイティングマックス！デラックス 早春特大号2018 67984142	株式会社ぶんか社
二	雑 誌	芸能お宝共和国Frontier ISBN9781418663218491 2	株式会社ブレインハウス
三	雑 誌	実話BUNKATAブー4月号 05375104	株式会社コアマガジン
四	雑 誌	エキサイティングマックス！4月号 0209114	株式会社ぶんか社
五	雑 誌	本当はやってはいけない刑罰マニユアル 64283118	三和出版株式会社
六	雑 誌	裏モノJAPAN3月号 01805103	株式会社鉄人社
七	雑 誌	裏マニアックスー極太裏事典ーDX	株式会社三オブックス

64246194

二 指定理由

図書類の内容が一から四の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、五の図書類にあつては甚だしく残忍性を有し、六の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発し、七の図書類にあつては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第二百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
リフレ薬局塩釜店	塩竈市白萩町九一二	株式会社メデイカルコスモ	仙台市青葉区大町一丁目一番八号	平成三十年二月十三日

二 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホーム「けやき」	黒川郡大和町吉田字新要害十番地	医療法人社団眞友会	黒川郡大和町吉田字新要害十番地	平成三十年一月三十日

三 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
リフレ薬局塩釜店	塩竈市白萩町九一二	株式会社メデイカルコスモ	仙台市青葉区大町一丁目一番八号	平成三十年二月十三日

○宮城県告示第二百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
ツクイ大和	黒川郡大和町吉岡字天皇寺七十八	株式会社ツクイ	訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護、訪問入浴介護	平成二十九年十一月三十日

○宮城県告示第二百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
						鳴瀬ヘルパーステーション	東松島市牛網字駅前二丁目二十九番地一	社会福祉法人やすらぎ会	東松島市野蒜ヶ丘三丁目二十七番地一	平成二十九年十二月一日
						松島医療生活協同組合訪問看護ステーションまつしま	東松島市野蒜ヶ丘三丁目二十七番地一	松島医療生活協同組合	宮城県松島町松島字普賢堂二番地の四	平成三十年二月一日
						宮城県松島町松島字普賢堂二番地の十一	宮城県松島町松島字普賢堂二番地の十一	松島医療生活協同組合	宮城県松島町松島字普賢堂二番地の四	平成三十年二月一日
						宮城県松島町松島字普賢堂一番地の四	宮城県松島町松島字普賢堂一番地の四	松島医療生活協同組合	宮城県松島町松島字普賢堂一番地の四	平成三十年二月一日
						宮城県松島町松島字普賢堂一番地の四まつしまの郷	宮城県松島町松島字普賢堂一番地の四まつしまの郷	松島医療生活協同組合	宮城県松島町松島字普賢堂一番地の四	平成三十年二月一日

○宮城県告示第二百五十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五十五番地一	平成三十年三月十五日	平成三十三年三月十日
大崎市民病院鳴子温泉分院	大崎市鳴子温泉字末沢一番地	平成三十年三月十五日	平成三十三年三月十日

○宮城県告示第二百六十号

農業共済組合への当然加入となるべき者の業務の規模を廃止する告示をここに公布する。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

農業共済組合への当然加入となるべき者の業務の規模を廃止する告示

農業共済組合への当然加入となるべき者の業務の規模（昭和三十九年宮城県告示第四十四号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 平成三十年産以前の年産の農作物に係る共済関係については、この告示の施行後も、なお従前の例による。

○宮城県告示第二百六十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり

二 認可年月日

平成三十年三月十六日

○宮城県告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年三月十六日

保安林予定森林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字浜屋敷五九の一、九八の五、一〇一の一、一〇二、一〇五、一〇七の一、一一三の二、一一九の一、一二五、一二六、一二七の一、一二七の二、一二九の一、一三〇の五、一三四の一、一三四の二、一三五の一、一三七の一、六〇の一、六一の二、六五の五、六五の六、六八の一、六八の二、六九から七一まで、八二・八三・九八の四・九九・一〇一の一・一〇三・一〇四・一〇六・一〇七・一〇八・一〇九・一一一の一・一二七の一・一二八・一二〇の一・一二一・一二二の一・一二二の三・一二三・一二四・一二八・一三〇の一（以上三二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇九地先・一一一の一地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）、字後田六の一、二・五の一・五の二・八・八の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字神明前一の二、二の五、二の六、二の八、二の九、四、六の一（次の図に示す部分に限る。）、字神明裏二九

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び七ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年三月十六日

一 解除予定保安林の所在場所

仙台市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

仙台市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 仙台三本木線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	
大崎市三本木字白坂一三番二地先から 同市三本木字白坂一四番五地先まで	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	後	三六・〇 五六・二	一一二・〇

○宮城県告示第二百六十七号

栗原市から栗原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 栗原都市計画下水道

2 名称 栗原市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百六十八号

栗原市から栗原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 栗原都市計画下水道

2 名称 栗原市流域関連特定環境保全公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百六十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町野中南土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城県利府町加瀬字南野中沢四十三番地の百九十三

三 設立認可の年月日

平成十五年十二月二十四日

四 変更認可の年月日

平成三十年三月八日

○宮城県告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

朝日町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

平成二十八年三月一日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

岩沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画緑地事業

2 名称

六号 千年希望の丘蒲崎緑地

三 事業施行期間

「平成二十七年三月三十一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成二十七年三月三十一日から平成三十二年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

- 変更なし
- 2 使用の部分
変更なし

○宮城県告示第二百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
東松島市

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

石巻広域都市計画下水道事業

- 2 名称

東松島市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成四年三月十三日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし

- 2 使用の部分
なし

○宮城県告示第二百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
村田町

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

仙南広域都市計画下水道事業

- 2 名称

村田町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十三年三月七日から平成三十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月七日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分
なし

- 2 使用の部分
なし

○宮城県告示第二百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大和町

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

- 2 名称

大和町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成二十九年三月二十一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成二十九年三月二十一日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分
なし

- 2 使用の部分
なし

○宮城県告示第二百七十五号

証紙条例（昭和三十九年宮城県条例第二十二号）第五条第一項第一号の規定により、証紙売りさばき機関として次のとおり指定した。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

売りさばき機関	売りさばき場所	指定年月日
宮城県東部地方振興事務所	石巻市蛇田字新沼田十二番地四街区一画地 石巻合同庁舎一階東部地方振興事務所 県民サービスセンター内	平成三十年四月一日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
多賀城市東田中字志引八十五番一、八十六番一、八十七番一、二百二十六番、二百二十八番、二百三十番、二百三十二番、同市東田中一丁目八十四番三
多賀城市東田中二丁目十五番五号
小川 勝美
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県利府町菅谷字廻一番六、一番一の一部
宮城県利府町菅谷台四丁目二番地二 シヤーム
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
ゾン菅谷台Ⅱ二〇二

櫻井 寛都

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県利府町森郷字仲町浦三十八番一
仙台市青葉区本町一丁目十三番二十四号
株式会社住一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
名取市高館吉田字深町十一番一、十二番、十三番、十四番、十五番、十六番、十七番、二十五番、二十六番、二十七番、二十八番、二十八番一、二十八番二、二十八番三、二十八番四、二十八番五、二十八番六、二十九番、三十番、三十二番、三十三番、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十七番一、三十八番、三十九番、四十一番一、四十一番一地先の水、二十九番地先の道、二十九番地先の水、同字吉合三十六番一、三十七番一、三十八番一の一部、四十八番一、四十八番三、五十五番、五十一番、五十三番、五十四番、五十五番、五十六番、五十七番、五十八番、六十番、六十一番、六十二番、六十三番、六十四番、六十五番、六十六番、六十七番一、六十七番三、六十八番一の一部、六十八番四、六十九番の一部、七十一番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県

の一部、七十一番一の一部、七十二番の一部、七十三番の一部、七十四番の一部、七十六番の一部、七十七番の一部、七十八番、七十九番、八十番、八十一番、九十八番一、九十八番二、九十九番一、九十九番二、百番一、百番四、百一番一、百一番三、百二番一、百二番二、百三番一、百三番二、百四番一、百四番二、百五番一、百五番二、百六番一、百六番二、百六番三、百六番四、百六番五、百六番六、百十番七、百十番八、百十番五の一部、百十番六、百十一番三の一部、三十八番一地先の水、四十八番一地先の道、四十八番一地先の水、五十八番地先の道、五十八番地先の水、六十番地先の水、六十番地先の道、六十八番一地先の水、六十八番一地先の道、九十八番二地先の水、百一番三地先の水、同市高館川上字青木田二番一、二番二、四番一、五番一、六番一、六番四、十五番一の一部、十六番一の一部、四十三番一、四十四番、四十五番、四十六番、四十七番、四十八番、二番一地先の水、同字蛭田一番一、二番一、二番三、二番四、同字小佐治三十六番の一部、三十七番一の一部

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県図書館清掃業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年二月二十六日

四 落札者の氏名又は名称及び所在地 株式会社ビルワーク 仙台市太白区富沢字川前浦八番地の三

(四十一B-1L)

五 落札金額 三千五百十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年一月十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県美術館清掃業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年二月二十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び所在地 株式会社ビルワーク 仙台市太白区富沢字川前浦八番地の三(四十一B-1L)
- 五 落札金額 三千六百九十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十年一月十二日

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十七号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

- 別表第一東北医科薬科大学若林病院の項の次に次のように加える。
- 医療法人社団葵会 仙台病院 同 市若林区荒井東一丁目六番地の八
- 別表第一宮城県立がんセンターの項の次に次のように加える。
- 東北医科薬科大学名取守病院 同 市増田二丁目九番一二号

附 則

この告示は、平成三十年三月十六日から施行する。

正 誤

○宮城県公報号外第六〇号（平成二十九年十二月二十一日付け）中

正

誤

「1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業」

「1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合」

ページ
四 下

行
五